
平成 16 年度税制改正に関する要望

日証協・平 1 5 . 9

本協会、投資信託協会、全国証券取引所及び東証取引参加者協会は、今般、「平成 16 年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。

本年の要望は、証券市場の活性化のための税制措置、特定口座等に関する税制措置、公社債取引に関する税制措置、投資信託等の活性化に向けた税制措置、確定拠出年金制度等に関する税制措置の 5 つの柱で構成されている。

本年度の要望の全文は、以下のとおりである。

平成 16 年度税制改正に関する要望

平成 15 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所
東証取引参加者協会

わが国経済の構造改革を円滑に推進し、デフレ経済の脱却を図り、景気回復を本格的なものとするためには、証券市場の活性化が欠かせないものと考えます。

そのためには、これまでの貯蓄優遇から投資優遇への金融のあり方の転換を踏まえた「直接金融へのシフト」に向けて、既に国を挙げた総合的な取組みが徐々に実施・検討されつつありますが、政府において、「直接金融へのシフト」について具体的な目標を基に、施策が推進されることが望まれております。証券税制につきましても、こうした考え方により、骨太の改革をさらに本格的に推進していくべきであると考えております。

証券税制については、平成 15 年度税制改正において、証券市場活性化の観点、さらには金融・証券税制一元化の展望のもとに、個人投資者の株式譲渡益、株式配当金、株式投資信託の収益分配金等の課税について、大幅な軽減措置が講じられるとともに、確定申告を要しない簡素な課税の仕組みが導入され、預貯金並みの手軽さで証券投資を行うことができるようになるなど、これまでの証券界の要望に沿ったものとなっております。

証券界といたしましては、貯蓄優遇から投資優遇への流れをさらに確実にするため、引き続き、金融・証券商品の課税の一元化を進めるとともに、個人金融資産のうち株式等直接金融を支える商品の保有が欧米と遜色ない状況になるまでの間、時限措置とされている軽減税率について据え置くことや証券投資について一層優遇する措置が必要と考えます。

つきましては、平成 16 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現方につまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

証券市場の活性化のための税制措置

- イ 株式、株式投資信託を贈与・相続した場合における課税の軽減を図ること
- ロ 株式累積投資（株式投資信託の累積投資を含む）及び従業員持株制度を利用した投資金額について、年間一定額を上限とし、所得控除制度など優遇措置を設けること（日本版 P E P の導入）
- ハ 申告分離課税とされている株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式の配当金を加えること
- ニ 証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債等に係る譲渡損

- 益・償還差損益・利子について、上場株式等と同様の分離課税とするとともに、株式等の譲渡損益の通算対象に加えること
- ホ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除について、その対象に株式投資信託に係る償還(解約)損・売却損を含めるとともに、繰越控除期間を3年間から5年程度に延長すること
- ヘ 上場会社等が破綻した場合、当該上場会社等が発行した株式については、譲渡損として譲渡益課税の対象、さらには譲渡損失の繰越控除の対象に含めること
- ト グリーンシート銘柄について、税制上の優遇措置を講じること
- チ 公募株式投資信託の期中分配金・償還(解約)差益に係る支払調書の作成・提出を免除すること
- リ 配当の二重課税を廃止すること
- ヌ 従業員持株制度について会社が従業員に奨励金を付与した場合に、当該奨励金に対する給与所得課税を非課税とする又は課税の繰延べを行うこと(日本版ESOP)
- ル 直接金融の確実な定着まで、上場株式等の譲渡による所得や配当所得に関する税率(10%)を継続すること

特定口座等に関する税制措置

- イ 特定口座について上場株式等に限定されている譲渡損益の通算対象を株式投資信託に係る期中分配金・償還(解約)差損益、売却損益、株式の配当金、証券先物・オプション取引やカバードワラントに係る取引損益、公社債等に係る譲渡損益・償還差損益・利子まで拡大すること
- ロ 元本1,000万円までの譲渡益非課税制度について、源泉徴収を選択された特定口座においても利用可能とすること

公社債取引に関する税制措置

- イ 内国法人の受け取る国外発行債の利子について源泉徴収を免除すること
- ロ 振替債の利子に係る源泉徴収が免除されている内国法人の要件を緩和すること
- ハ 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金についての非課税措置を延長すること
- ニ 非居住者・外国法人の受け取る振替債(国債以外の公社債)の利子について、源泉徴収を免除すること
- ホ 外国法人の発行する短期外債(いわゆるサムライ電子CP)について、発行時の源泉徴収を免除すること

- ヘ 非居住者・外国法人との債券現先取引の非課税制度について、恒久化又は適用期限を延長するとともに、対象債券の範囲を拡大し、当該取引に過少資本税制を適用しないこと
- ト 非居住者・外国法人に対するＴＢ（割引短期国債）、ＦＢ（政府短期証券）の償還差益に係る源泉徴収不適用の適用要件を緩和すること
- チ 非居住者・外国法人が保有する振替国債の利子非課税制度について、本人確認の要件を実情に即した制度とすること並びに、適格外国仲介業者が特定振替機関等に振替国債の振替記載等を受ける際の要件を緩和すること

投資信託等の活性化に向けた税制措置

- イ 公募株式投資信託について、投資家が販売会社への買取請求で換金する際には、投資家に係る譲渡課税を上場株式と同様の税率とするとともに、販売会社がこれを信託財産に対してすみやかに解約請求することを条件に、販売会社が信託財産に対して解約請求した際の源泉徴収を免除すること
- ロ 不動産投資法人等について、株式に対して税制上の優遇措置や贈与・相続に係る軽減措置が手当てされる際には、同様の措置を講じること
- ハ 不動産投資法人等が現物不動産を売買する際に適用されている登録免許税を撤廃すること。少なくとも平成 16 年 3 月 31 日まで適用されている登録免許税の軽減措置を延長すること
- ニ 不動産投資法人に対して支払配当損金算入要件の一つとして課されている出資制限については、不動産・不動産信託受益権等を主たる投資対象とする特定目的会社の優先出資証券への投資に関する制限を撤廃すること。また、不動産・不動産信託受益権等を主たる投資対象とする匿名組合契約に係る匿名組合出資については、制限対象に含まれないことを明確化すること
- ホ 不動産投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること
- ヘ 不動産投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件については、その判定上、利益超過分配金額を分母の額に含めないよう手当てすること
- ト 証券投資法人の支払配当損金算入要件のうち 90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金算入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること（特に、未公開株式を組入れたベンチャー証券投資法人において、組入れ未公開株式の評価を減損した場合、税務上との乖離が発生する可能性がある。）

確定拠出年金制度等に関する税制措置

イ 特別法人税を撤廃すること

ロ 拠出限度額を引き上げること

ハ 制度上、企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

以 上